

## 住宅用火災警報器の設置状況等調査結果について

令和5年6月1日時点の住宅用火災警報器の設置率は以下のとおりです。

	設置率	条例適合率
全 国	84.3%	67.2%
埼 玉 県	80.2%	66.2%
<b>児玉郡市管内</b>	<b>78.9%</b>	<b>68.8%</b>

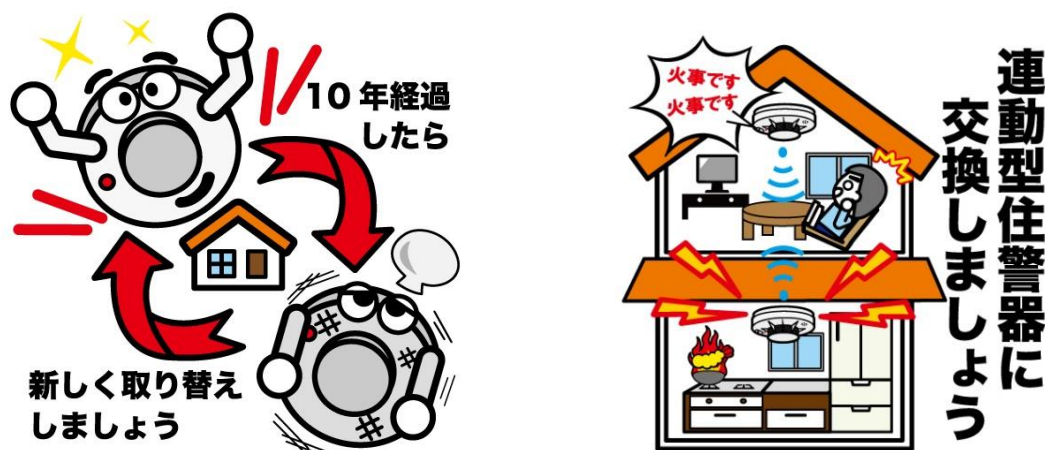
※設置率とは1つでも設置されている率

条例適合率とは条例で定められた場所（寝室・階段）にすべて設置されている率

児玉郡市管内の設置率と条例適合率は、昨年度より共に7%向上し、令和2年から見ると設置率は18%、条例適合率は14%向上しました。

設置義務化から10年が経過しています。住宅用火災警報器の交換目安は10年です。

10年を経過したご家庭は、いざという時のため新しいものに交換してください。



住宅用火災警報器の設置に関して詳しくはこちらをご覧ください。

- ・ [住宅用火災警報器の手引き](#)

都道府県及び各消防本部管内の設置率等はこちらをご覧ください。

- ・ [地域別・消防本部別設置率及び条例適合率、地域別経過年数率及び故障率](#)